

## 柱4 多様な教育的ニーズへの対応

### ■ 目標指標

	指標	基準値	目標値 (令和7年度)
15	不登校の児童生徒のうち学校内外による相談・指導等を受けていない人数の割合 *児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省） *児童・生徒の問題行動等調査（公立小・中学校版）（神奈川県）	31.4% (令和2年度)	21.4%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

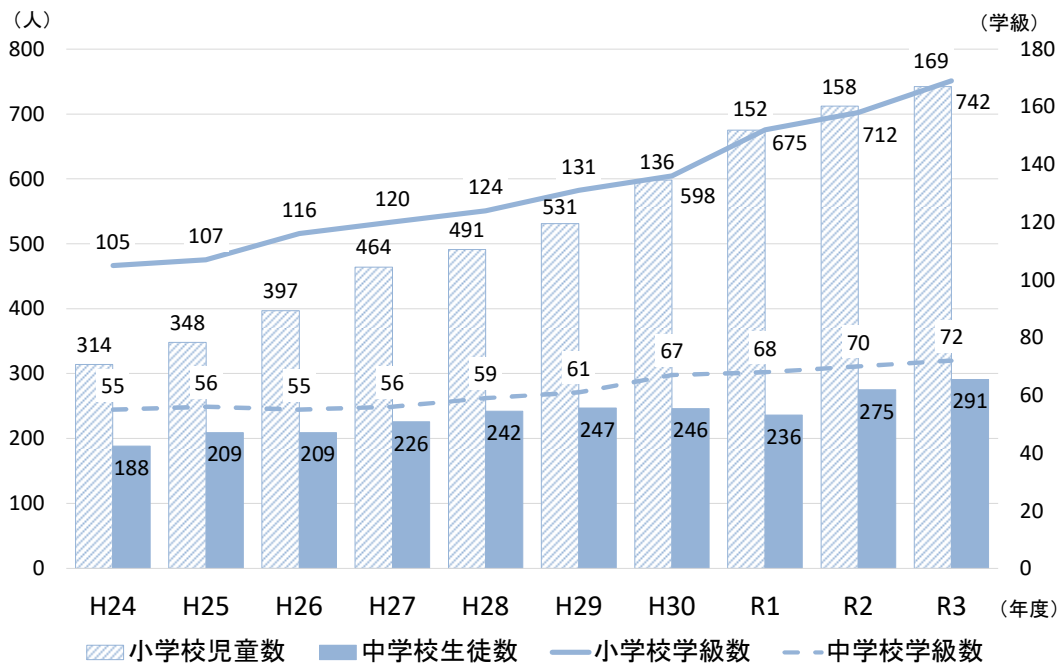
## 施策8 支援教育の推進

### 1 現状と課題

本市では、「共生社会」の担い手を育むために、障害の有無にかかわらず、全ての子どもに目を向けた「支援教育」を推進しています。

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は年々増加する傾向にあり、通常の学級においても、個別の配慮を要する児童生徒が増加しています。多様化する教育的ニーズに応じて適切な支援を行い、学校内外における支援体制の充実を図る必要があります。

【特別支援学級の在籍児童生徒数・学級数】



出典：横須賀市教育政策課資料

## 2 事業

事業 43	<b>横須賀市支援教育推進プランの推進（支援教育課）</b>
概要	<p>多様化する教育的ニーズに対応するため、「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、基礎的環境整備を進めるとともに合理的配慮を提供します。</p> <p>また、学習面および生活面で配慮を要する幼児児童生徒への指導や支援についての研修講座等を実施することにより、多様な幼児児童生徒の学校教育活動への参加を促進します。</p>
事業 44	<b>学習面・生活面における各種介助員の配置（支援教育課）</b>
概要	<p>支援や配慮を必要とする児童生徒の介助、危険防止など教育活動上のさまざまな課題に対応するため、小中学校に各種介助員を配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学級介助員を特別支援学級に配置</li> <li>○ 教育支援臨時介助員を日常的な学習活動や校外活動の際に配置</li> <li>○ 泊を伴う学校行事の介助員を修学旅行や宿泊学習の際に配置</li> </ul>
事業 45	<b>校内支援体制充実のための研修の実施（支援教育課）</b>
概要	<p>支援や配慮を必要とする児童生徒への支援体制を充実させるため、学校と関係機関との連絡調整、保護者からの相談対応、担任への支援等を担う教員（支援教育コーディネーター）や、児童生徒指導を担当する教員等への研修を行い、資質・能力の向上を図ります。</p>
事業 46	<b>支援教育ステーションの開設（支援教育課）</b>
概要	<p>多様な教育的ニーズに対応し、特に日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援を充実させるため、在籍校への入学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行う「支援教育ステーション」を開設します。</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設整備</li> </ul> <p>【令和5年度から】</p> <p>支援教育ステーションにおける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多言語での就学ガイダンスの実施</li> <li>○ 日本語能力アセスメントの実施</li> <li>○ 日本語指導が必要な児童生徒に対しての初期集中指導の実施</li> <li>○ 翻訳や通訳、教材の紹介等の実施</li> <li>○ 多言語対応を含む、保護者相談・支援の充実</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーの拠点としての活用</li> </ul>

事業 47	医療的ケアの充実（支援教育課）
概 要	<p>医療的ケア児およびその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市立学校への学校看護師の派遣</li> <li>○ 市立養護学校への医療的ケア指導医の派遣</li> <li>○ 医療的ケア児の登下校支援</li> </ul>

事業 48	病虚弱教室（院内学級）の運営（支援教育課）
概 要	<p>病院に入院し、健康上の理由および病虚弱のため、在籍校に通えない児童生徒の学習を保障するとともに、保護者の精神的・物理的な負担を軽減するために、市立うわまち病院（および神明公園に移転建て替え後の新市立病院）において病虚弱教室（院内学級）を運営します。</p>

～ 横須賀市支援教育推進プラン ～

障害の有無にかかわらず個々の違いや特性を大切にしながら、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる「支援教育」を推進し、学校生活の中で支援や配慮の必要な子どもに適切に教育的支援を行うためのプランです。

支援教育を通して、一人一人を大切に、「生きる力」を育てることを目指し、学校組織の充実や人的支援、市の支援教育システムづくり等の取り組みを進めることとしています。

## 施策9 不登校に関わる支援の充実

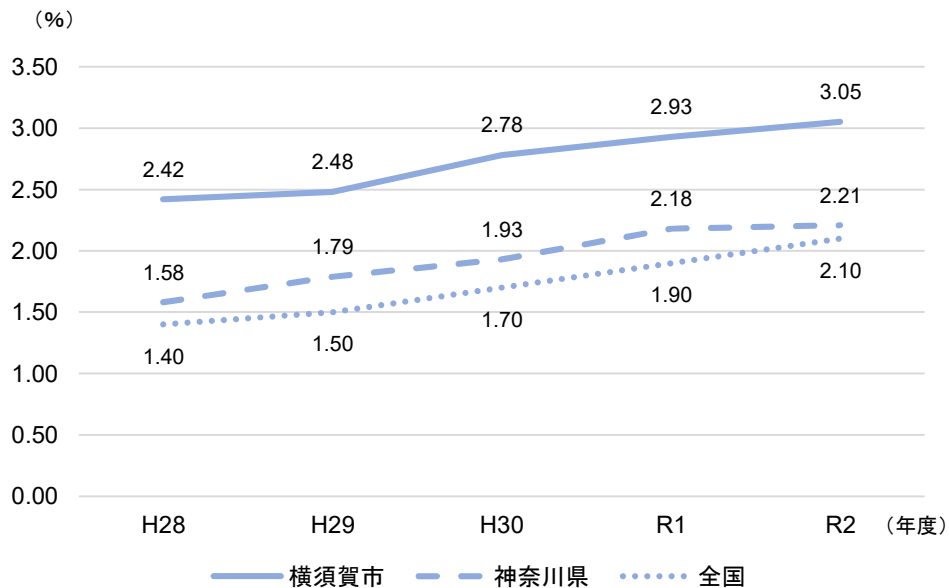
### 1 現状と課題

本市の不登校児童生徒の出現率は国や県と比較して高い割合であり、また、増加傾向にあります。

これには学校・家庭・本人に係る要因や背景が複雑に絡んでいると考えられますが、不登校に関わる支援に当たっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があります。

児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校と家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、組織的・計画的に個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、不登校が生じないように、学校においては福祉的・心理的な側面から支援を行い、未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

【不登校児童生徒の出現率】



出典：令和2年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について

## 2 事業

<b>事業 49</b>	<b>相談教室の運営（支援教育課）</b>
概要	不登校の状況にある児童生徒が社会的自立に向けて歩みだせるように支援するため、不登校の児童生徒が通室する「相談教室」を運営します。 相談教室における小集団での活動を通じて個々の状態に応じた支援を行うことで、児童生徒が自己肯定感を高め、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めることを目指します。

<b>事業 50</b>	<b>スクールカウンセラーの配置（支援教育課） ※事業 38 の再掲</b>
概要	いじめ・暴力行為・不登校等の課題解決を図るため、臨床心理の知識と経験を備えた「スクールカウンセラー」を全学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員に対して心理に関する専門的見地からのカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行います。

<b>事業 51</b>	<b>スクールソーシャルワーカーの配置（支援教育課） ※事業 39 の再掲</b>
概要	児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を全学校に配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っていきます。

<b>事業 52</b>	<b>ふれあい相談員・登校支援相談員の配置（支援教育課） ※事業 40 の再掲</b>
概要	いじめや不登校等を予防、早期解決するため、小学校に「ふれあい相談員」を配置し、児童との日常のかつ情緒的な関わりを通して、教職員と連携して個々のニーズや困難さを把握します。 また、中学校には「登校支援相談員」を配置し、登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等に対応したり、不登校生徒宅に担任とともに家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをします。

<b>事業 53</b>	<b>学校スーパーバイザーの配置（支援教育課） ※事業 41 の再掲</b>
概要	児童生徒への支援体制を充実させるため、「学校スーパーバイザー」を配置します。ふれあい相談員、登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士等への助言や指導を行うとともに、学校に対して、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行います。

事業 54	<b>教育相談による支援（支援教育課） ※事業 42 の再掲</b>
概要	<p>学校生活における不安や悩みを抱える児童生徒が本来の力を発揮し、成長できるよう、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行います。</p> <p>教育相談では、心理学の視点に基づいて本人、家庭、学校の情報を統合した見立てを行い、保護者、学校等、協働すべき関係者と連携して、必要に応じて継続的なカウンセリングや心理教育を行うとともに、本人の支援の場として適切である判断した場合には、相談教室につながります。</p>
事業 55	<b>学校・フリースクール等連携協議会の開催（支援教育課）</b>
概要	<p>フリースクール等と学校や教育関係諸機関との連携および協働を推進するため、「横須賀市学校・フリースクール等連携協議会」を運営し、フリースクールにおける活動の周知や不登校児童生徒へのより良い支援に向けた連携の在り方について情報交換を行います。</p>
事業 56	<b>不登校に関する相談会等の開催（支援教育課）</b>
概要	<p>学校生活の再開や社会的自立を支援するため、「不登校をともに考える会～ハートフルフォーラム～」や「進路情報説明会・不登校相談会」等を開催し、不登校や登校しぶりのある児童生徒とその保護者を対象に、支援機関の紹介、個別相談、座談会等を行います。</p>

## 施策 10 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実

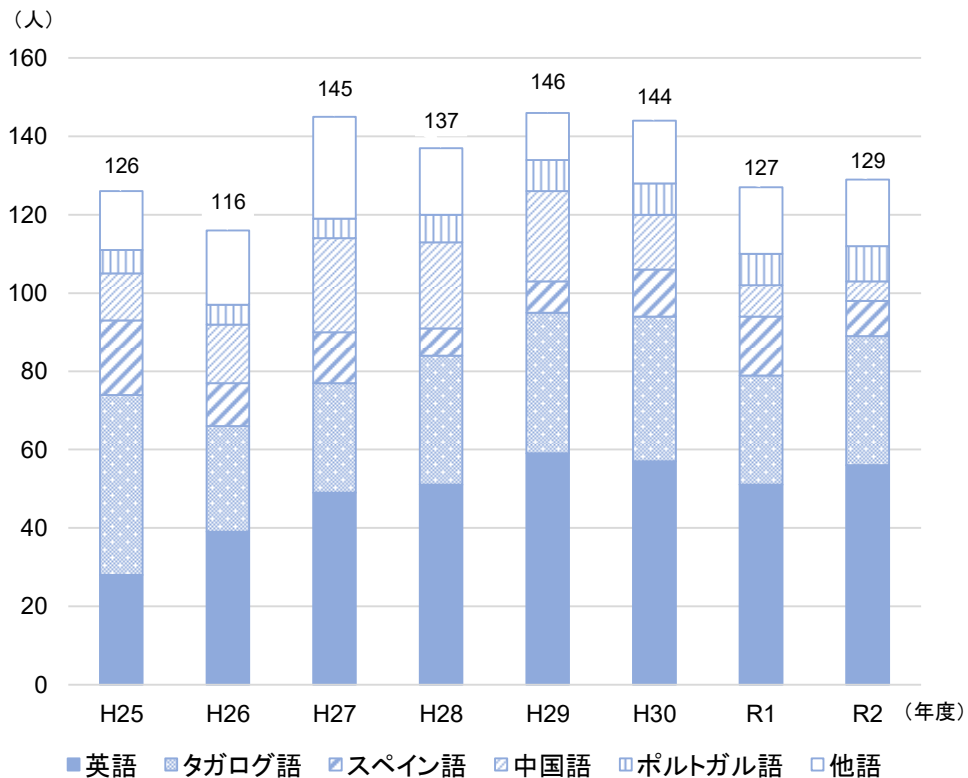
### 1 現状と課題

本市では、日本語指導が必要な児童生徒が近年増加傾向にあります。当該児童生徒が学校生活に適応し、安心した学校生活を送るとともに、日本語を用いて学習に取り組めるよう支援する必要があります。

しかし、日本語が全く分からない状態で編入学・転入学してきた児童生徒は、学校生活への適応に過度の負担がかかっています。また、対応言語が増加し、児童生徒の母語により指導できる指導員が配置できないなどの課題があります。

そのため、指導員の確保・資質向上とともに、初期に集中した指導が行える拠点設置等の環境整備を図り、一人一人のニーズに応じた支援を行う必要があります。

【日本語指導が必要な児童生徒数】



※令和元年度・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していると考えられます。

出典：教育委員会支援教育課資料



## 2 事業

事業 57	<b>支援教育ステーションの開設（支援教育課） ※事業 46 の再掲</b>
概要	<p>多様な教育的ニーズに対応し、特に日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援を充実させるため、在籍校への入学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行う「支援教育ステーション」を開設します。</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設整備</li> </ul> <p>【令和5年度から】</p> <p>支援教育ステーションにおける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多言語での就学ガイダンスの実施</li> <li>○ 日本語能力アセスメントの実施</li> <li>○ 日本語指導が必要な児童生徒に対しての初期集中指導の実施</li> <li>○ 翻訳や通訳、教材の紹介等の実施</li> <li>○ 多言語対応を含む、保護者相談・支援の充実</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーの拠点としての活用</li> </ul>
事業 58	<b>日本語指導員・学校生活適応支援員の派遣（支援教育課）</b>
概要	<p>日本語指導が必要な外国につながる児童生徒が学校生活に適應できるよう、支援の充実を図ります。</p> <p>なお、日本語指導・学校生活適応支援は、現在は1週間に数回、各学校への指導員の派遣のみにより行っていますが、令和5年度からは、新たに支援教育の拠点として設置する「支援教育ステーション」に児童生徒が通い、一定期間集中的に指導を受けることで、よりスムーズに在籍学級での生活に移行できるよう支援を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語指導員の派遣</li> </ul> <p>日本語の初歩的な読み書きや話し方の個別指導等を行う「日本語指導員」を小中学校に派遣し、対象の児童生徒が安心した学校生活を送れるように、また、一斉指導の授業に、ある程度の支援があれば参加できる力を身に付けられるように支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校生活適応支援員の派遣</li> </ul> <p>日本語が全く分からない児童生徒に対しては、母語による説明、通訳等を行う「学校生活適応支援員」を派遣し、学校生活への適應を支援し、日本語指導員に引き継ぎます。</p>
事業 59	<b>国際教育コーディネーターの配置（支援教育課）</b>
概要	<p>学校における支援体制を充実させるため、国際教育コーディネーターが外国につながる児童生徒の編入学・転入学時に日本語に係るアセスメントを行うとともに、在籍する学校と日本語指導員を対象に、支援体制や支援プログラム作成のための指導助言を行います。</p> <p>また、保護者を対象にした就学相談・教育相談の窓口および電話での対応を行うとともに、外部関係機関へつなぐための通訳を行います。</p>